

医療法人徳真会真岡病院訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人徳真会真岡病院が設置する真岡病院訪問看護ステーション以下「ステーション」という。)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- 2 医療保険の訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い日常生活の充実に資するとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 介護保険の介護予防訪問看護の要介護状態になることへの予防、訪問看護は要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し計画的に行うものとする。
 - 4 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 訪問看護の実施にあたって、必要に応じ主治医、もしくは地域包括支援センターもしくは居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 6 訪問看護の提供の終了に当たっては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに主治医へ情報を提供する。介護保険の訪問看護では地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所へ情報提供を行うものとする。

(事業の運営)

- 第3条 本事業の運営を行うにあたっては、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行うものとする。
- 2 訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師等によるのみが訪問看護を行うものとし、第三者への委託によっては行われないものとする。
 - 3 感染症や非常災害の発生時においては、事業を継続的に実施するための、及び、非常時の体制が早期の事業再開を図るために、次の設置を講ずるものとする。
 - (1)研修の実施

(事業の名称及び所在地)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称：医療法人徳真会真岡病院訪問看護ステーション
 - (2) 所在地：栃木県真岡市荒町3丁目45番地16

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第5条 事業所の勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
- 但し、介護保険法等関連法規に定める基準の範囲内において適宜増減することができるものとする。
- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- (2) 職員：保健師、看護師は常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）訪問看護担当する。
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は必要に応じて配置する。
看護師等と連携し訪問看護の範疇でリハビリテーションを提供する。
- (3) 事務職員は必要に応じて配置する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日：通常、月曜日から土曜日までを営業日とする。
ただし、国民の祝日、12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時15分から午後5時15分
- (3) 24時間常時、電話等に連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の開始については、主治医から訪問看護指示書の交付を受け、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者に提供して訪問看護を実施する。
- (2) 介護保険利用者にあたっては、訪問看護指示書の他、居宅介護支援事業者もしくは地域包括支援センターの作成した居宅介護サービス計画書(又は介護予防サービス計画書)に沿って看護師のアセスメント及び利用者の意思に基づき訪問看護計画書を作成して利用者に提供して訪問看護を実施する。
- (3) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書は保健師・看護師と理学療養士等が連携し、作成する。
- (4) 利用希望者に主治医がいない場合は、訪問看護ステーションから各医師会に主治医の選定および調整を依頼する。

(指定訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 心身の状態、病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持、睡眠、食事、栄養および排泄等療養生活の支援及び予防
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) 人生の最終段階における看護
- (6) 認知症・精神障害者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の相談・助言
- (8) 服薬管理・カテーテル等医療器具使用の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置および検査などの補助
- (10) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- (11) 居宅改善の相談・助言
- (12) 入退院(所)時の共同指導等

(利用料等)

第9条 事業所は、基本利用料として医療保険関係法及び介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

また、利用者や家族に対し、費用の内容及び金額については、別途定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。

(1) 医療保険

健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律に基づく額を徴収する。

(2) 介護保険

介護保険で居宅サービス計画書もしくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合は介護保険告示上の額の利用者負担割合を徴収する。但し居宅サービス支援限度額を超えた場合には全額利用者自己負担とする。

- 2 本事業所は、基本利用料のほか訪問看護の提供が以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
 - (1) 第6条第1項(1)で定めた営業日以外に利用者の選定に基づき訪問看護訪問看護を行った場合(医療保険)
 - (2) 訪問看護の提供時間が1時間30分を超えた場合であって、長時間訪問看護加算を算定しない場合
 - (3) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
- 3 事業所は、次項に定める通常の業務の実施地域を超えた場合の交通費はその実費を徴収する。
- 4 事業所は、利用者より基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、真岡市、益子町、芳賀町、市貝町、茂木町、筑西市、上三川町とする。
事業所より15km以上の場合は、利用者の説明を行い実費相当額の請求をする。

(緊急時における対応方法)

- 第11条 訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。主治医への連携が困難な場合には、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族等(介護保険利用者の場合は当該利用者に係る居宅介護支援事業者)に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 4 事業所は、緊急事態や事故の状況並びに緊急事態の事故に際して、執った処置については記録するものとする。

(衛生管理)

- 第12条 看護師の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設置及び備品などの衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 感染症の発生・蔓延防止のための措置を講ずるものとする。
 - (1) 指針の整備
 - (2) 感染対策委員会へ参加
 - (3) 研修への参加・訓練の実施

(相談・苦情対応)

- 第13条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。市町村からの指導又は、助言を受けた場合には、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言医師浮いたがって必要な改善を行うものとする。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を開催するとともにその結果 について、従業者に十分に周知する。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後の初任研修
- (2) 業務研修

- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から5年間保管しなければならない。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

改定；令和6年6月1日